

○経済産業省告示第五十七号（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第十七条第四項第十二号等の規定に基づく鉱業上使用する工作物等の保安距離等）

平成十七年三月十一日
経済産業省告示第五十七号

改正 平成一八年 九月二十九日経済産業省告示第二九五号

同 二七年 九月二十九日同 第二一一号

同 二八年 四月一日同 第一二〇号

同 三〇年 三月三〇日同 第六四号

鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成十六年経済産業省令第九十七号）第十七条第四項第十二号、第二十条第二号、第二十一条第三項第一号及び第二号、第二十三条第三号、第二十五条第二項第一号、第二十六条第一号、第二十七条第七号並びに第二十八条第四号の規定に基づき、鉱業上使用する工作物等の保安距離等を次のように制定し、平成十七年四月一日から施行する。

（坑井の坑口及び石油坑の坑口）

第一条 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（以下「技術基準省令」という。）第十七条第四項第十二号（石油が噴出し、又は噴出するおそれがある坑井に限る。）及び第二十条第二号の経済産業大臣が定める施設は、別表第一の第一欄に掲げる施設とし、経済産業大臣が定める距離は、二十メートル以上とする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。（特定パイプライン）

第二条 技術基準省令第二十一条第三項第一号ニ(1)の経済産業大臣が定める工作物は、次の表の上欄に掲げる種類に応じ同表の中欄に掲げる工作物とし、経済産業大臣が定める水平距離は、それぞれ同表の下欄に掲げる距離以上とする。ただし、保安上適切な漏えい拡散防止措置が講じられている場合は、同表の下欄に掲げる水平距離（石油にあつては第一号を除く。）を短縮することができる。

種 類	工 作 物	水 平 距 離
石 油	一 建築物（地下街内の建築物を除く。）	一・五メートル

	二 地下街及びび道 三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設であつて、石油の流入のおそれのあるもの	十メートル 三百メートル
高压ガス	一 建築物（地下街内の建築物を除く。） 二 地下街及びび道	一・五メートル 十メートル

2 技術基準省令第二十一条第三項第二号ハ(1)の経済産業大臣が定める施設は、別表第二の第一欄に掲げる施設（十三の項は石油に限る。）とし、経済産業大臣が定める水平距離は、第一欄に掲げる施設ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に定める距離以上の距離とする。

3 技術基準省令第二十一条第三項第二号ハ(2)の経済産業大臣が定める空地は、石油及び高压ガス（不活性ガス以外のガスに限る。）のパイプラインの外面から次の表の上欄に掲げる種類により、同表の中欄に掲げる圧力（石油にあつては最大常用圧力）に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる幅（工業専用地域に設置

するパイプラインにあつては、その三分の二以上の空地とする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、この限りでない。

高圧ガス	石 油			種 類
	○・二メガパスカル未満	一メガパスカル以上	○・三メガパスカル以上一メガパスカル未満	○・三メガパスカル未満
	五メートル	十五メートル	九メートル	五メートル
				空地の幅

○・二メガパスカル以上一メガパスカル未満	九メートル
一メガパスカル以上	十五メートル

（石油貯蔵タンク等）

第三条 技術基準省令第二十三条第三号及び第二十八条第四号の経済産業大臣が定める施設は、別表第一の

第一欄に掲げる施設とし、経済産業大臣が定める距離は、第一欄に掲げる施設ごとにそれぞれ当該各項の

第二欄に定める距離以上の距離とする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を

短縮することができる。

（高圧ガス製造施設及び高圧ガス貯蔵所）

第四条 技術基準省令第二十五条に規定する高圧ガス製造施設（鉱山保安法施行規則別表第二第九号に規定する特定施設に限る。次項において同じ。）及び第二十六条に規定する高圧ガス貯蔵所（鉱山保安法施行規則別表第二第十号に規定する特定施設に限る。次項において同じ。）について、同省令第二十五条第四

項第一号（同条第五項本文において定めたものを含む。）及び第二十六条第一号の経済産業大臣が定める施設は、別表第三の第一欄に掲げる施設とし、経済産業大臣が定める距離は、第一欄に掲げる施設ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に定める距離以上の距離とする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。

2 石炭鉱山及び金属鉱山等において、告示の施行の際現に設置した、又は設置中の高圧ガス製造施設（冷凍設備を除く。）、高圧ガスを充てんした容器を収納する室及び高圧ガス貯蔵所については、前項の規定にかかわらず、経済産業大臣が定める施設は、延面積千平方メートル以上の人を収容する建築物（鉱業用建築物を除く。）及び人家とし、経済産業大臣が定める距離は、二十メートル以上とする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。

（高圧ガス処理プラント）

第五条 技術基準省令第二十七条第五号の経済産業大臣が定める施設は、別表第三の第一欄に掲げる施設とし、経済産業大臣が定める水平距離は、第一欄に掲げる施設ごとにそれぞれ当該各項の第二欄に定める距離以上の距離とする。ただし、保安上必要な措置が講じられている場合は、当該距離を短縮することができる。

きる。

別表第一（第一条、第三条関係）

	第一欄	第二欄
一	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園	三十メートル
二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院	三十メートル
三	劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、三百人以上の人員を収容することができるもの	三十メートル

四		三十メートル
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。以下同じ。）、「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する		

五	生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十九条第一項に規定する母子・父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項、第七十八条第一項、第百九条第一項若しくは第百八十二条第二項の規定により、それぞれ重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律	五十メートル

	(昭和八年法律第四十三号)の規定により、重要美術品として認定された建築物	
六	次に掲げる高压ガス設備等(鉱業施設の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。) イ 高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない高压ガスの製造のための施設(高压ガスの製造のための設備が移動式製造設備(一般高压ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第二条第一項第十二号又は液化石油ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十二号)第二条第一項第九号の移動式製造設備をいう。)である高压ガスの製造のための施設にあつては、移動式製造設備が常置される施設(貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。))であるものをいう。	二十メートル

以下同じ。)及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするための施設

ロ 高压ガス保安法第十六条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第十七条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所

ハ 高压ガス保安法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設

ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所であつて、三百キログ

別表第二(第二条関係)

		九	八	七	
	第一欄	使用電圧が三万五千ボルトを超える特別高压架空電線	使用電圧が七千ボルトを超え三万五千ボルト以下の特別高压架空電線	この表の一の項から六の項までに掲げるもの以外の建築物等で住居の用に供するもの（鉱業施設の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）	ラム以上の貯蔵施設を有するもの
	第二欄	水平距離五メートル	水平距離三メートル	十メートル	

一	鉄道（専ら貨物の輸送の用に供するものを除く。）	二十五メートル
二	次に掲げる道路（工業専用地域内にある道路及びこの表の十二の項に掲げる避難道路を除く。） イ 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路 ロ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第百六十号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）又は新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による道路 ハイ及びロに定めるもののほか、一般交通の用に供する幅員四メートル以上の道で自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定するものをいう。）の通行が可能なもの	二十五メートル

三	学校教育法第一条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園	四十五メートル
四	医療法第一条の五第一項に規定する病院	四十五メートル
五	劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、三百人以上の人員を収容することができるもの	四十五メートル
六	生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項（第四号を除く。	四十五メートル

七	
文化財保護法第二十七条第一項、第七十八条第一項、第百九条第一項若	〽に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。〽）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十九条第一項に規定する母子・父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるもの
六十五メートル	

十	九	八	
都市計画法第十一条第二号に規定する公共空地（同法第四条第六項に規定する都市計画施設に限る。）又は都市公園法（昭和三十一年法	一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム	百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの	しくは第百八十二条第二項の規定により、それぞれ重要文化財、有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により、重要美術品として認定された建築物
四十五メートル	四十五メートル	四十五メートル	

十一	水道法第三条第八項に規定する水道施設であつて、石油の流入又は高圧ガスの混入のおそれのあるもの	三百メートル	
十二	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条に規定する市町村地域防災計画において定められている震災時のための避難空地又は避難道路	三百メートル	
十三	次に掲げる高圧ガス設備等（鉱業施設の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。） イ 高圧ガス保安法第五条第一項の規定により都道府県知事の許可を受	三十五メートル	

けなければならない高压ガスの製造のための施設及び同条第二項第一号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高压ガスの製造のための施設であつて、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が一日三十立方メートル以上である設備を使用して高压ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするための施設

ロ 高压ガス保安法第十六条第一項の規定により都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第十七条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所

ハ 高压ガス保安法第二十四条の二第一項の規定により都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設

ニ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所であつて、三百キログラム以上の貯蔵施設を有する

別表第三(第四条、第五条関係)

	一
第一欄	学校教育法第一条に規定する学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
第二欄	可燃性ガス及び毒性ガスの貯蔵設備、処理設備及び減圧設備にあつ

	十四
もの	住宅（この表の前各項に掲げるもの又は仮設建築物を除く。）又は同表の前各項に掲げる施設に類する施設であつて、多数の者が出入りし、若しくは勤務しているもの
	二十五メートル

二	医療法第一条の五第一項に規定する病院	ては備考に定める L_1 の距離、酸素のものにあつては L_2 の距離、その他のものにあつては L_3
三	劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、三百人以上の人員を収容することができるもの	
四	生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第二条第四項（第四号を除く。）に規定する特定民間施設、身体障害者福祉法第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者の日常生活及び社	の距離

五	
文化財保護法第二十七条第一項、第七十八条第一項、第百九条第一項若しくは第百八十二条第二項の規定により、それぞれ重要文化財、重	会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム、職業能力開発促進法第十五条の七第一項第五号に規定する障害者職業能力開発校又は母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十九条第一項に規定する母子・父子福祉施設であつて、二十人以上の人員を収容することができるものの

八	七	六	
一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム	百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に規定する博物館及び同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設	要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定により、重要美術品として認定された建築物

備考

九		可燃性ガス及び毒性ガスの貯蔵設備、処理設備及び減圧設備にあつては備考に定める L_2 の距離、酸素のものにあつては L_3 の距離、その他のものにあつては L_4 の距離
	$X < 10000$	$10000 \leq X < 52500$
	$52500 \leq X < 990000$	$990000 \leq X$

L ₁	$12\sqrt{2}$	$(3/25)\sqrt{X+10000}$	30 (可燃性ガス低温貯槽にあ つては (3/25) $\sqrt{X+10000}$)	30 (可燃性ガス 低温貯槽にあつて は120)
L ₂	$8\sqrt{2}$	$(2/25)\sqrt{X+10000}$	20 (可燃性ガス低温貯槽にあ つては (2/25) $\sqrt{X+10000}$)	20 (可燃性ガス 低温貯槽にあつて は80)
L ₃	$(16/3)\sqrt{2}$	$(4/75)\sqrt{X+10000}$	13 (1/3)	13 (1/3)
L ₄	$(32/9)\sqrt{2}$	$(8/225)\sqrt{X+10000}$	8 (8/9)	8 (8/9)

L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 及び X は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 保安距離（単位 メートル）

X 貯蔵能力（単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム）又は処理能力（単位 立方メートル）

ただし、貯蔵能力は、貯蔵設備に貯蔵することができる高压ガスの数量（貯蔵設備の温度摂氏三十五度における最高充てん圧力（単位 メガパスカル）の数値に十を乗じて一を加えた数に貯蔵設備の内容積（単位 立方メートル）を乗じた値（単位 立方メートル）をいう。）とし、処理能力は、処理設備（天然ガスを処理することができる設備であつて、高压ガスを製造するものをいう。）又は減圧設備（高压ガスを高压ガスでないガスにする設備）の処理容積（一日に処理することができるガスの容積（温度摂氏零度、圧力零パスカルの状態における容積に換算したものをいう。））とする。